

瀬戸内海環境保全特別措置法に 基づく事前評価に関する書面

令和 7 年 9 月 29 日

申請者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称、代表者名）

大分県杵築市熊野 1-1-1
大分キャノン株式会社

代表取締役社長 増子律夫

工場又は事業場の所在地及び名称

大分県杵築市熊野 1-1-1
大分キャノン株式会社 杵築事業所

1 許可申請書の概要

(1) 特定施設設置(変更) の理由及び内容

特定施設の導入

(2) 排水口における排出水の汚染状態及び量が減少（変らず）の場合はその理由

排水完全クローズドシステム採用につき、「通常」時の敷地外への排水はない。
排水（処理水）はすべて工業用水として回収する。

2 工場又は事業場からの排水経路並びに工場又は事業場の排水口の位置及び数

(1) 別図1のとおり

(2) 排水系統及び排水経路の略図

別図2、3、4のとおり

排水処理工程 ➡ 排水活性炭処理施設 ➡ No.1排水口 ➡ 別府湾

3 工場・事業場の各排水口における排出水の汚染状態の通常値及び最大の値、
当該排出水の1日当りの通常値及び最大の値並びに当該排出水の汚濁負荷量

排水口	区 分 項 目	現 状				設置後				負荷量・水量 の増減	
		水量・水質		負 荷 量		水量・水質		負 荷 量		の増減	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
No. 1	排水量(m ³ /日)	0	458			0	458			0	0
	p H	5.8～8.6	5.8～8.6			5.8～8.6	5.8～8.6				
	BOD(mg/l)	24	24	0	10.992	24	24	0	10.992	0	0
	COD(mg/l)	5	5	0	2.29	5	5	0	2.29	0	0
	S S (mg/l)	15	15	0	6.87	15	15	0	6.87	0	0
	T-N(mg/l)	20	20	0	9.16	20	20	0	9.16	0	0
	T-P(mg/l)	2	2	0	0.916	2	2	0	0.916	0	0
	大腸菌数 (CFU/ml)	800以下	800以下	0	-	800以下	800以下	0	-	-	-
	N-ヘキサン抽出 物質(mg/l)	4	4	0	1.832	4	4	0	1.832	0	0
No. 2	排水量(m ³ /日)										
	p H										
	BOD(mg/l)										
	COD(mg/l)										
	S S (mg/l)										
	T-N(mg/l)										
	T-P(mg/l)										

※最大負荷量(kg/日)=最大排水量(m³/日)×最大水質(mg/l)×10⁻³

通常負荷量(kg/日)=最大排水量(m³/日)×通常水質(mg/l)×10⁻³

※クローズド設備を有するため、工場排水の放流は行いません。

※すべての排水処理装置が同時故障しないため、過去の届出上の最大排水量を記載。

※クローズド処理工程の最終段階で発生する塩水はリサイクルのため、社外へ出荷。

4 工場又は事業場の排水口の周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/l以下	1,1,2-トリクロロエチレン	0.006mg/l以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/l以下
鉛	0.01mg/l以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
六価クロム	0.02mg/l以下	1,3-ジクロロベンゼン	0.002mg/l以下
砒素	0.01mg/l以下	チウラム	0.006mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下	シマジン	0.003mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ポリ塩化ビフェニル(PCB)	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/l以下
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	セレン	0.01mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004mg/l以下	ふっ素	0.8mg/l以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下	ほう素	1mg/l以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1,4-ジクロロベンゼン	0.05mg/l以下
1,1,1-トリクロロエチレン	1mg/l以下		

備考：海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

排出先の海域名	別府湾中央水域		
環境基準点	BSt-16		
環境基準類型	A		
基準値	水素イオン濃度	7.8～8.3	
	生物化学的酸素要求量(mg/l)	-	
	化学的酸素要求量(mg/l)	2	
	浮遊物質(mg/l)	-	
	溶存酸素量(mg/l)	7.5	
	大腸菌数(CFU/100ml)	300	
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	
	全窒素(mg/l)	0.3	
	全リン(mg/l)	0.03	

(3) その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標

① ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類	1pg-TEQ/l
---------	-----------

② その他

(1)ー 2 周辺公共用水域の水質の現況（海域）

測定月日 令和5年4月 ～ 令和6年3月（毎月1回または安定水域では年1～6回）

測定分析機関名 大分県

海 域 名		別府湾中央水域		測定点名		BSt-16						
月 日	時刻	採水部位	水温℃	p H	COD (mg/l)	S S (mg/l)	n-Hex (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	DO (mg/l)		
月 日	千滴の別：	表層										
		中層										
	千滴の別：	平均										
		表層										
	千滴の別：	中層										
		平均										
月 日	千滴の別：	表層										
		中層										
	千滴の別：	平均										
		表層										
	千滴の別：	中層										
		平均										
月 日	千滴の別：	表層										
		中層										
	千滴の別：	平均										
		表層										
	千滴の別：	中層										
		平均										
月 日	千滴の別：	表層										
		中層										
	千滴の別：	平均										
		表層										
	千滴の別：	中層										
		平均										
月 日	千滴の別：	表層										
		中層										
	千滴の別：	平均										
		表層										
	千滴の別：	中層										
		平均										
月 日	千滴の別：	表層										
		中層										
	千滴の別：	平均										
		表層										
	千滴の別：	中層										
		平均										
月 日	千滴の別：	表層										
		中層										
	千滴の別：	平均										
		表層										
	千滴の別：	中層										
		平均										
総 平 均				7.8-8.4	1.40	-	-	0.10	0.021	8.00		
将 来 水 質				—								

測定点毎に用紙をかえること。

(2)ー 2 その他当該水域に関する事項

(3) 予測の方法

- ① 汚濁負荷量の増加の有無（有 **無**）
（ただし、汚濁負荷量の増加がない場合は②③を省略する）

排水完全クローズドシステム採用につき、「通常」時の敷地外への排水はないため

- ② 排出水の公共用水域での影響範囲
（河川域）

（海 域）

新田式($\log(r \sin \theta / 2) = 1.226 \log Q + 0.086$)から求めた周辺公共用水域の外縁までの距離 (r) は m です。

$\theta = 180^\circ$ （拡散角度：ラジアン）

$Q = 99 \text{ m}^3/\text{日}$ （最大排水量）